

# 記入例

## 農用地利用権設定申出書

令和 年 月 日

丹波市長 様

令和 年 月 日

下記のとおり農地を借り受けたいので申し出ます。

**借受申出者（借り手・耕作者）**

【耕作者】 ※必ず自署してください。  
住所 丹波市 柏原町 柏原 △△ 番地

ふりがな ひょうご たろう  
氏名 / 名称 兵庫 太郎  
電話番号( □□-△△△△ )

本人が署名・押印。 (印) (捨印)

\*利用権の設定を受ける者(耕作者)の農業経営の状況等 ※借受申出者が法人の場合は、裏面に記載してください。

生年月日	Ⓢ H ○年○月○日	農業従事日数(年間)	150 日
年齢	○○ 歳	農業経営面積	5,000 m <sup>2</sup>
家族構成	○○ 人	作付けしている主な作物 (該当の作物を○で囲んで下さい)	(水稻) 野菜 (豆類) 果樹
家族の内、農業に従事する人	○○ 人		
家族の他に農業従事のために雇用する人(年間:延べ)	0 人 0 日		
主な農機具の保有状況	トラクター ( 1 ) 台 耕運機 ( ) 台 田植機 ( 1 ) 台 コンバイン ( ) 台	トラック ( ) 台 乾燥機 ( ) 台 草刈機 ( 2 ) 台 管理機 ( ) 台	その他

下記のとおり農地を貸し付けたいので申し出ます。 ※共有名義の農地は、持分の過半数以上の署名・捺印が必要です。

**貸付申出者（貸し手・農地所有者）**

【登記名義人】 ※必ず自署してください。  
住所 丹波市 柏原町拳田 △△△番地

ふりがな たんば じろう  
氏名 / 名称 丹波 次郎  
電話番号( 0795-〇〇-□□□□ )

ご健在の場合、本人が署名・押印。 (印) (捨印)

※登記名義人が死亡されていて、まだ相続登記ができていない場合は、代表相続人等が貸し手となります。

【代表相続人】  
住所 丹波市 柏原町大新屋 △△△番地

ふりがな たんば はなこ  
氏名 丹波 花子

本人が署名・押印。 (印) (捨印)

登記名義人から見た続柄 ( 長女 ) 電話番号( 0795-〇〇-□□□□ )

※上記とは別の連絡先を希望される場合は下記に連絡先を記入してください。  
(例:貸付申出者が入院中である、都会にいる子どもの家に長期滞在している、等)

住所 貸付申出者から見た続柄 ( )  
ふりがな 電話番号( - - )  
氏名

(注意) ※貸付申出者(貸し手)本人と借受申出者(借り手)本人が記載をしてご提出下さい。代筆による手続きにより紛争があった場合は、申出者双方の責任で解決頂くことになります。

連絡先が変更になった場合は、必ず農林振興課(74-1707)へお知らせください。

### 記

利用権を設定する土地				設定する利用権の内容									
土地の所在		地番	地目	登記面積 ※課税明細書等参照のうえ、ご記入ください	利用権の種類 (使用貸借・賃貸借)	土地の利用(作付作物)	利用権設定の期間	始期	終期	賃借料		賃借料の支払方法	備考(利用権設定の条件等)
大字	小字							年月日	年月日	10a当たり	農地一筆につき		
柏原 町	南多田	123	田	1,980 m <sup>2</sup>	使用貸借・賃貸借	水稻	6 年			円	円	毎年12月20日までに口座振込	
柏原 町	南多田	345	畑	950 m <sup>2</sup>	使用貸借・賃貸借	小豆	6 年			円	円	毎年 月 日までに口座振込	毎年の水利費を貸し手・借り手どちらが支払うか等、相談して決められた条件があれば記入。
町				m <sup>2</sup>	使用貸借・賃貸借							月 日までに振込	
町				m <sup>2</sup>	使用貸借・賃貸借							月 日までに振込	
町												月 日までに振込	
町												月 日までに振込	
町										円	円	毎年 月 日までに口座振込	

利用権設定は、水張面積ではなく、登記面積で設定となります。また、1筆ごとの設定となります。

最高10年です。基本は1・3・6・10年でお願いします。

・「10a当たり」「農地一筆につき」のどちらか一方の欄に記入。  
・賃借料が0円(使用貸借)の場合は「0円」と記入。  
・物納の場合は「米〇kg」と記入。  
・2筆とか まとめて〇円・米〇kgの場合は、右側の「農地一筆につき」欄に、「〇筆合計で〇円・米〇kg」と記入。必ず記入してください。

期間中に作付する、主な作付予定作物を必ず記入して下さい。  
(例:水稻・黒大豆・野菜・小豆飼料作物・花卉・花木等)  
※自己保全(作物の作付けをせず、草刈り等の管理のみを行う)の場合は、利用権設定ができませんのでご注意ください。

【添付書類(法人の場合のみ)】法人履歴事項全部証明書及び定款

農業経営基盤強化促進法(以下「法」という。)第18条第2項に定める共通事項

(1)借賃の支払猶予

利用権の設定を行う者(貸付申出者、以下「甲」という。)は、利用権の設定を受ける者(借受申出者、以下「乙」という。)が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(2)解約に当たっての相手方の同意

甲及び乙は、「農用地利用権設定申出書」に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

(3)転貸又は譲渡

乙は、原則、利用権の目的物(以下「目的物」という。)を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(4)修繕及び改良

ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときはその他甲において修繕することができない場合で、甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(5)租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(6)目的物の返還

利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して目的物を原状回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(7)利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(8)利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(9)解除条件付貸借の場合の追加事項

法第18条第2項第6号に規定する者(農作業に150日以上従事できない個人及び農地所有適格法人以外の法人)に対する利用権の設定を行う場合は、以下の定めを加える。

①賃貸借又は使用貸借による権利の解除

甲は、乙が当該土地を適正に利用していないと認められる場合には賃貸借契約を解除するものとする。

②農用地の利用状況報告

乙は毎事業年度の終了後3月以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を参考となるべき書類を添えて(乙が法人の場合は 定款の写しあわせて)市長に提出しなければならない。

ア 乙の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)

イ 乙が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積

ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収

エ 乙が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼしている影響

オ 乙の地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

カ 乙が法人である場合には、その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び市名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

キ その他参考となるべき事項

③市長による勧告

市長は、次のいずれかに該当するときは、乙に対して相当の期間を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア 乙が目的物において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ 乙が法人である場合にあっては、乙の業務を執行する役員の内いずれもが乙の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

④市長による農用地利用集積計画の取消

市長は、次のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、この農用地利用集積計画のうち当該部分に係る賃貸借又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ 乙が③の勧告に従わなかったとき。

⑤賃貸借又は使用貸借による権利が解除された場合の原状回復

①又は④により利用権が解除・取り消された場合は、乙は、その解除・取消の日から30日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。

ただし、災害その他の不可抗力又は目的物の通常の利用により損耗が生じた場合及び修繕又は改良により形質が変更された場合は、この限りではない。

⑥違約金の支払い

甲の責めに帰さない事由により賃借を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の1年分に相当する金額を違約金として支払う。

【利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等】

◎農地所有適格法人

**耕作者が農地所有適格法人の場合**

利用権の設定等を受ける土地の面積	利用権の設定等を受ける農地所有適格法人が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積	事業の種類			利用権の設定等を受ける農地所有適格法人の主な家畜の飼養の状況		利用権の設定等を受ける農地所有適格法人の主な農機具の所有等の状況		
		区分	農畜産物名	関連事業等の内容	農業以外の事業の内容	種類	数量	種類	数量
農地	5,000 m <sup>2</sup>	農地	120,000 m <sup>2</sup>	現在(実績又は見込み)	水稻			トラクター	3 台
				権利取得後(予定)	小豆	餡製造		トラック	5 台
その他				売上高			耕運機	3 台	
				年度	農業	農業以外の事業	乾燥機	2 台	
				利用権設定年度(実績又は見込み)	2,000千 円	円	田植機	2 台	
				2年目(見込み)	2,500千 円	円	草刈機	10 台	
3年目(見込み)	3,000千 円	円	コンバイン	2 台					
						管理機	2 台		
						( )	台		

今回利用権設定する農地の面積

すでに耕作している農地の面積

◎農地所有適格法人以外の法人

**耕作者が農地所有適格法人以外の法人の場合**

利用権の設定等を受ける土地の面積	利用権の設定等を受ける法人が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積	利用権の設定等を受ける法人の主たる経営作物	人の業務執行役員の状況		農業の参入動機	人の主な家畜の飼養の状況		人の主な農機具の所有等の状況		
			氏名	農業従事日数(年間)		種類	数量	種類	数量	
農地	3,000 m <sup>2</sup>	農地	5,000 m <sup>2</sup>	〇〇××	150 日	1. 雇用維持 2. 試験研究 3. 事業の多角化 4. 観光・体験 5. 農地所有適格法人化 6. 地域貢献 7. 景観形成・環境保全 8. 職員研修 9. 福祉 10. 医療 11. 教育 12. 地域交流			トラクター	1 台
				〇〇□□	100 日				トラック	2 台
△△××	100 日	耕運機	2 台							
☆☆□□	100 日	乾燥機	2 台							
その他								田植機	2 台	
								草刈機	5 台	
								コンバイン	1 台	
								管理機	台	
								( )	台	

今回利用権設定する農地の面積

すでに耕作している農地の面積

**【確約書】**  
※農作業に150日以上従事できない個人もしくは農地所有適格法人以外の法人の場合

私は、農業経営において他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められること、及びこの地域の農業に貢献することを確認します。

令和〇年△月□日

印

氏名/名称 (株)〇〇商事 代表取締役 〇〇××印